

各府省独立行政法人評価委員会議事規則等

文部科学省 独立行政法人評価委員会 科学技術・学術分科会 宇宙航空研究開発機構部会 運営規則等

平成 24 年 7 月 2 日
文部科学省独立行政法人評価委員会
科学技術・学術分科会
宇宙航空研究開発機構部会

【運営規則】

文部科学省独立行政法人評価委員会運営規則（平成十三年二月七日独立行政法人評価委員会決定、平成十九年二月二十六日改正）第六条第六項の規定に基づき、文部科学省独立行政法人評価委員会科学技術・学術分科会宇宙航空研究開発機構部会運営規則を次のように定める。

（趣旨）

第一条 文部科学省独立行政法人評価委員会科学技術・学術分科会宇宙航空研究開発機構部会（以下「部会」という。）の議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、文部科学省独立行政法人評価委員会令、文部科学省独立行政法人評価委員会運営規則及び文部科学省独立行政法人評価委員会科学技術・学術分科会運営規則に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（書面による議決）

第二条 部会長は、やむを得ない理由により部会の会議を開く余裕がない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員及び当該事案に関係のある臨時委員に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって部会の議決とすることができる。

2 前項の規定により議決を行った場合は、部会長が次の会議において報告しなければならない。

（議決権の特例）

第三条 委員及び議事に関係のある臨時委員のうち、独立行政法人宇宙航空研究開発機構の役職員（競争的資金により雇用されている場合を除く。）は、当該独立行政法人に係る評価についての議決権を有しないものとする。

2 部会が別に定めるところにより、委員及び議事に関係のある臨時委員のうち、独立行政法人宇宙航空研究開発機構に利害関係を有する者は、当該独立行政法人に係る評価の全部又は一部についての議決権を有しないものとする。

（会議の公開）

第四条 部会の会議は、公開して行う。ただし、部会長の決定その他の人事に係る案件、独立行政法人の業務の実績に関する評価及び役員退職時の業績勘案率に関する評価に係る案件その他審議の円滑な実施に影響が生じるものとして部会において非公開とするこ

とが適当であると認める案件については、この限りでない。

- 2 部会の会議の公開の手續その他部会の会議の公開に関し必要な事項は、別に部会長が部会に諮って定める。

(雑則)

第五条 この規則に定めるもののほか、部会の議事の手續その他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附則

- 1 この規則は、部会の決定の日（平成二十四年七月二日）から施行する。
- 2 この規則の施行に伴い、宇宙航空研究開発機構部会の公開について（平成 20 年 6 月 26 日宇宙航空研究開発機構部会決定）は廃止する。

**【文部科学省独立行政法人評価委員会科学技術・学術分科会
宇宙航空研究開発機構部会の会議の公開に関する規則】**

文部科学省独立行政法人評価委員会科学技術・学術分科会宇宙航空研究開発機構部会運営規則第四条の規定に基づき、文部科学省独立行政法人評価委員会科学技術・学術分科会宇宙航空研究開発機構部会の会議の公開に関する規則を次のように定める。

(趣旨)

第一条 文部科学省独立行政法人評価委員会科学技術・学術分科会宇宙航空研究開発機構部会（以下「部会」という。）の会議の公開の手續その他部会の会議の公開に関し必要な事項は、文部科学省独立行政法人評価委員会科学技術・学術分科会宇宙航空研究開発機構部会運営規則（以下「部会運営規則」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(会議の傍聴)

- 第二条 部会の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、文部科学省研究開発局宇宙開発利用課の登録を受けなければならない。
- 2 前項の登録を受けた者（次項において「登録傍聴人」という。）は、部会長が許可した場合を除き、会議の開始後に入場し、又は会議を撮影し、録画し、若しくは録音してはならない。
 - 3 登録傍聴人は、前項に規定する行為のほか、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(会議資料の公表)

第三条 部会長は、部会の会議において配布した資料を公表しなければならない。ただし、部会運営規則第五条第一項の規定により会議を非公開とすることとされた案件に係るものについては、部会長が部会に諮って当該資料を非公表とすることができる。

(議事録の公表)

第四条 部会長は、部会の会議の議事録を作成し、会議の公開又は非公開にかかわらずこれを公表しなければならない。ただし、部会長が必要と認めるときは、部会に諮った上で、議事録の一部又は全部を非公表とすることができる。

【議決権の特例について】

文部科学省独立行政法人評価委員会科学技術・学術分科会独立行政法人宇宙航空研究開発機構部会運営規則第三条第二項に基づき、同規則同条同項に規定する独立行政法人に利害関係を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。この場合において、第一号、第二号及び第三号に該当する者については、当該独立行政法人に係る評価の全部についての議決権を有しないものとし、第四号に該当する者については、当該独立行政法人の研究費の配分事業に係る評価についての議決権を有しないものとする。

- 一 独立行政法人の法人経営又は事業運営に関する企画及び立案並びに評価に関する会議等に参加し、謝金を受けている者（年に数回程度行われる提案公募事業の審査に係る謝金を受ける者は対象としない）。
- 二 独立行政法人が実施する講演等に講師等として出席し、継続的に報酬を受けている者。
- 三 所属機関の常勤の役員であり、当該所属機関に対して独立行政法人から金銭提供がある者。
- 四 自ら研究申請者となって独立行政法人から研究費の配分を受けている者（研究分担者として研究費の配分を受けている者は対象外）。

内閣府独立行政法人評価委員会議事規則

平成13年3月15日 内閣府独立行政法人評価委員会決定
平成16年2月23日 最終改正

(総則)

第1条 内閣府独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）の議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）及び内閣府独立行政法人評価委員会令（平成12年政令第317号。以下「委員会令」という。）に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

(招集)

第2条 委員会は、委員長が招集する。

(分科会での議決事項)

第3条 委員会は、分科会の議決をもって委員会の議決とする事項については、あらかじめ、その事項を議決することとする。

(議決の特例)

第4条 委員長は、やむを得ない事情により委員の過半数が一堂に会することが困難であり、かつ、緊急に委員会の議決を経る必要があると認めるときは、電話その他の方法により、議決を求めることができる。

(公開)

第5条 委員会は、公開とする。ただし、委員長は、必要があると認めるときは、委員会に諮って、委員会を非公開とすることができる。

(議事録)

第6条 委員長は、議事の経過について、議事録を作成して委員会に報告するものとする。
2 議事録は、公開とする。ただし、委員長は、必要があると認めるときは、委員会に諮って、議事録を非公開とすることができる。
3 会議の資料については、審議の途中にあるものその他公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある等相当の理由があると委員長が認めるものを除き、公開するものとする。

(分科会)

第7条 分科会の議事については、第1条及び第2条並びに第4条から前条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「委員会」とあるのは「分科会」と、「委員長」とあるのは「分科会長」と、「委員」とあるのは「分科会に属する委員」と読み替えるものとする。
2 分科会長は、分科会の議事について委員会に報告するものとする。
3 前項に定めるもののほか、分科会の運営に関し必要な事項は、分科会長が分科会に諮って定める。

(委任規定)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成16年2月23日から施行する。

委 員 会 と 分 科 会 の 役 割

平成13年6月27日
内閣府独立行政法人評価委員会決定
平成17年8月23日改正

内閣府独立行政法人評価委員会及び両分科会との間の審議事項の分担は下記のとおりとし、内閣府独立行政法人評価委員会議事規則第3条に基づく分科会での議決事項は下表の分科会の項に記述されている事項とする。

委 員 会	分 科 会
(1) 委員会の運営等に必要な事項 ① 委員長の互選 ② 委員会議事規則の制定・改正 ③ 分科会の議決をもって委員会の議決とする事項の議決 (2) 主務大臣への意見の申出 ① 業務方法書の作成、変更 ② 中期目標の制定、変更 ③ 中期計画の作成、変更 ④ 中期目標期間終了後の法人の業務、組織の在り方 ⑤ 役員報酬等の支給の基準 (3) 独立行政法人への勧告(必要がある場合) ① 各事業年度の実績評価を受けて、独立行政法人への業務運営の改善等 ② 中期目標期間の実績評価を受けて、独立行政法人への業務運営の改善等 (4) 業務の実績評価 中期目標期間の実績評価	(1) 分科会の運営等に必要な事項 ① 分科会長の互選 ② 分科会議事規則の制定・改正 (2) 主務大臣への意見の申出 ① 財務諸表の承認 ② 毎事業年度の利益の処理 ③ 限度額を超える短期借入金 ④ 重要な財産の譲渡 ⑤ 積立金の処分 (3) 業務の実績評価 各事業年度の実績評価 (4) 役員の退職金に係る業績勘案率の決定

○総務省独立行政法人評価委員会令

(平成十二年六月七日政令第三百十八号)

最終改正…平成二五年三月八日政令第五一号

内閣は、独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第十二条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

(組織)

第一条 総務省の独立行政法人評価委員会(以下「委員会」という。)は、委員十三人以内で組織する。

2 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 委員会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(委員等の任命)

第二条 委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから、総務大臣が任命する。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、総務大臣が任命する。

(委員の任期等)

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の

任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

5 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(委員長)

第四条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(分科会)

第五条 委員会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、独立行政法人通則法第十二条

第二項の規定により委員会の権限に属させられた事項のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる独立行政法人に係るものを処理することとする。

名称	独立行政法人
平和祈念事業特別基金分科会	独立行政法人平和祈念事業特別基金
情報通信・宇宙開発分科会	独立行政法人情報通信研究機構及び独立行政法人宇宙航空研究開発機構
郵便貯金・簡易生命保険管理機構分科会	独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構
統計センター分科会	独立行政法人統計センター

- 2 前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、総務大臣が指名する。
- 3 分科会に分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選により選任する。
- 4 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。
- 5 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 委員会は、その定めるところにより、分科会の議決をもつて委員会の議決とすることができる。

(部会)

- 第六条 分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、分科会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 分科会は、その定めるところにより、部会の議決をもつて分科会の議決とすることができる。

(議事)

- 第七条 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 2 委員会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 3 前二項の規定は、分科会及び部会の議事に準用する。

(資料の提出等の要求)

第八条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第九条 委員会の庶務は、総務省大臣官房政策評価広報課において総括し、及び処理する。ただし、情報通信・宇宙開発分科会に係るものについては総務省情報通信国際戦略局技術政策課において、郵便貯金・簡易生命保険管理機構分科会に係るものについては総務省情報流通行政局郵政行政部貯金保険課において、統計センター分科会に係るものについては総務省統計局総務課において処理する。

(雑則)

第十条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、平成十三年一月六日から施行する。
(分科会の特例)

2 委員会に、第五条第一項の表の上欄に掲げる分科会のほか、平成二十六年三月三十一日までの間、平和祈念事業特別基金分科会を置き、同分科会の所掌事務は、独立行政法人通則法第十二条第二項の規定により委員会の権限に属させられた事項のうち、独立行政法人平和祈念事業特別基金に係るものを処理することとし、同分科会の庶務は、総務省大臣官房総務課において処理する。この場合において、

第一条第一項中「十三人」とあるのは「十六人」と、第五条第二項中「前項の表の上欄に掲げる分科会」とあるのは「前項の表の上欄に掲げる分科会及び平和祈念事業特別基金分科会」とする。

附 則 (平成一四年九月四日政令第二九六号)

この政令は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、第十条及び第十三条から第十五条までの規定は公布の日から、第九条及び第十一条の規定は平成十五年一月一日から施行する。

附 則 (平成一五年六月二七日政令第二八三号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十五年七月一日から施行する。

附 則 （平成一六年一月三〇日政令第一四号） 抄
（施行期日）

第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 （平成一八年三月三一日政令第一五九号）
この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 （平成一九年八月三日政令第二三五号） 抄
（施行期日）

第一条 この政令は、平成十九年十月一日から施行する。ただし、第二条、第九十七条、第二百五条及び第九十九条の規定は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）
第四十一条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （平成二〇年七月二日政令第二一四号） 抄
（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十年七月四日から施行する。

附 則 （平成二五年三月八日政令第五一号） 抄
（施行期日）

1 この政令は、廃止法の施行の日（平成二五年四月一日）から施行する。

経済産業省独立行政法人評価委員会運営規程

平成16年3月15日改訂

平成17年3月1日改訂

平成17年12月2日改訂

平成19年2月27日改訂

(委員会の招集)

- 第1条 経済産業省の独立行政法人評価委員会(以下、「委員会」という。)は、委員長が招集する。
- 2 委員長は、委員会を招集するときは、その期日の5日前までに、日時、場所及び付議事項を記載した書面(電子的方式によるものを含む。)を委員、議事に関係のある臨時委員及び付議事項に関係のある専門委員に送付しなければならない。ただし、緊急の場合はこの限りではない。
- 3 委員の半数以上の者から付議事項を示して委員会の招集があったときは、委員長は、これを招集しなければならない。

(緊急時の特例)

- 第2条 委員長は、委員会を招集した場合に、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席することが困難であり、かつ、緊急に会議の議決を経ることが、委員会の目的達成のために必要と認めるときには、委員会において、議決することができる。
- 2 前項の規定により議決された事項については、次に開かれる委員会において、委員長が当該議決された事項を報告し、了解を得るものとする。

(利害関係がある場合の特例)

- 第3条 委員及び議事に関係のある臨時委員のうち、審議の対象となる独立行政法人の事務及び事業の一部について密接な利害関係を有する者又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)は、当該事務及び事業に係る評価についての議決権を有しないものとする。

(委員以外の者の出席)

- 第4条 委員長は、必要があると認めるときは、委員及び議事に関係のある臨時委員以外の者に出席させ、意見を述べさせ、又は、説明させることができる。
- 2 議事に関係のない臨時委員及び専門委員は、委員長の承認を得て、委員会に出席し、意見を述べることができる。

(緊急議案)

第 5 条 委員会は出席した委員の過半数の同意を得たときに限り、あらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議決することができる。

(委員会の公開)

第 6 条 委員会は、委員による率直かつ自由な意見交換を確保するため、原則として、会議を非公開とする。

2 委員会は、原則として、配付資料、議事録及び議事要旨を公開するものとする。

(分科会の議決)

第 7 条 独立行政法人に関する業務方法書の作成又は変更、中期目標の軽微な変更、中期計画の軽微な変更に係る認可、財務諸表の承認、利益及び損失の処理、借入金の認可、財産の処分、積立金の処分、役員に対する報酬等の支給の基準、業績勘案率に関する事項並びに評価基準の作成については、分科会の議決をもって、委員会の議決とすることができる。

2 独立行政法人通則法における主務省が経済産業省でない法人に係る事項については、分科会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

3 委員会は、次の表の左欄に掲げる規定により委員会の権限に属させられた同表の中欄の事項について、同表の右欄に掲げる分科会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

条項	議決事項	分科会
貿易保険法第 17 条第 2 項及び第 18 条第 2 項	長期借入金及び貿易保険債券に関する事項	通商・貿易分科会
独立行政法人日本貿易振興機構法附則第 4 条第 3 項	国庫納付金に関する事項	
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法附則第 13 条第 3 項	石炭経過勘定における国庫納付金に関する事項	産業技術分科会
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法第 14 条第 2 項及び第 16 条第 2 項	長期借入金及び石油天然ガス・金属鉱物資源債券に関する事項	資源分科会
独立行政法人中小企業基盤整備機構法第 22 条第 2 項及び第 24 条第 2 項	長期借入金及び中小企業基盤整備債券に関する事項	中小企業基盤整備機構分科会

(部会の設置)

第8条 委員会(分科会に置かれる部会にあつては、分科会)は、その議決をもって部会を置くことができる。

(部会の議決)

第9条 部会長は、委員長(分科会に置かれる部会にあつては、分科会長)の同意を得て、部会の議決をもって、委員会(分科会に置かれる部会にあつては、分科会)の議決とすることができる。

(小委員会等の設置等)

第10条 委員長は、小委員会その他の機関(以下「小委員会等」という。)を置くことができる。

2 小委員会等に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、委員長が指名する。

3 小委員会等に小委員長その他の長(以下「小委員長等」という。)を置き、委員長の指名する委員又は臨時委員がこれにあたる。

4 小委員長等は、当該小委員会等の事務を掌理する。

5 小委員長等に事故があるときは、当該小委員会等に属する委員又は臨時委員のうちから小委員長等があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 小委員会等の議事は、当該小委員会等に属する委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長等の決するところによる。

(共管法人に係る特例)

第11条 他府省の独立行政法人評価委員会と共同して一の独立行政法人に係る事項を処理する分科会(部会において当該独立行政法人に係る事項を処理する場合は、部会)は、当該独立行政法人に係る事項の議事について、その主管となる府省の独立行政法人評価委員会の議事の手続に準ずるものとする。

(準用)

第12条 第1条から第6条までの規定は、分科会に準用する。この場合において、「委員長」とあるのは「分科会長」と、「委員会」とあるのは「分科会」と、「委員、議事に関係のある臨時委員及び付議事項に関係のある専門委員」とあるのは「分科会に属する委員、臨時委員及び専門委員」と、「委員」及び「委員及び議事に関係のある臨時委員」とあるのは「分科会に属する委員、臨時委員」と、「議事に関係のない臨時委員及び専門委員」とあるのは「分科会に属しない臨時委員及び専門委員」と読み替えるものとする。

2 第1条から第6条までの規定は、部会に準用する。この場合において、「委員会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「委員、議事に関係のある臨時委員及び付議事項に関係のある専門委員」とあるのは「部

会に属する委員、臨時委員及び専門委員」と、「委員」及び「委員及び議事に関係のある臨時委員」とあるのは「部会に属する委員、臨時委員」と、「議事に関係のない臨時委員及び専門委員」とあるのは「部会に属しない臨時委員及び専門委員」と読み替えるものとする。

- 3 第1条及び第3条から第5条までの規定は、小委員会等に準用する。この場合において、「委員会」とあるのは「小委員会等」と、「委員長」とあるのは「小委員長等」と、「委員、議事に関係のある臨時委員及び付議事項に関係のある専門委員」とあるのは「小委員会等に属する委員、臨時委員及び専門委員」と、「議事に関係のない臨時委員及び専門委員」とあるのは「小委員会等に属しない臨時委員及び専門委員」と読み替えるものとする

(運営規程の改正)

- 第13条 委員長は、この運営規程を改正しようとするときは、委員会に出席した委員の過半数の同意を得なければならない。

(雑則)

- 第14条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。